

安全報告書

平成28年6月10日

羽後交通株式会社

旅客自動車運送事業における安全にかかわる情報の公開について
(安全マネジメントに関する取組)

平成18年10月1日、運輸安全一括法の施行により道路運送法が改正されたことに伴い、「羽後交通株式会社安全管理規程（以下、安全管理規程という。）」を制定しました。

この安全管理規程第17条及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規程にもとづき、輸送の安全に関する情報について公表します。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
5. 輸送の安全に関する重点施策
6. 輸送の安全に関する計画
7. 事故、災害等に関する報告連絡体制
8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
9. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
10. 輸送の安全に関する予算等の実績額
11. 安全統括管理者、安全管理規程
12. 処分内容、講じた措置等

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

羽後交通株式会社は、輸送の安全の確保が旅客運送事業の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次の通り「安全方針」を定めます。

安全方針

私たちは、お客様を安全・正確・快適に輸送するために、事故のない羽後交通を目指します。

このため、

- 1) 輸送の安全の確保が何よりも優先することを徹底します。
- 2) 安全性向上のため絶えずPDCAサイクルを見直し、安全対策の確実な実施・改善に努めます。
- 3) 安全に関する情報を積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1)平成27年度の目標の達成状況は以下のとおりです

目標

○事故発生件数（責任事故）は対前年比1.3%（3件）の削減、車両故障は対前年比1.1%削減して0件とすることを目標とする。

また車内人身・追突・特に後退事故についても発生件数ゼロを目標とする。

- 車内人身事故撲滅のため、車内マイク活用で注意喚起を徹底させるとともに、目視による確実な車内確認を徹底させる。（座っただろう・立たないだろうの排除）

実績

- 有責事故（当方の過失が多い事故、不可抗力事故を含む）の発生件数は、平成26年度の23件に対して平成27年度は18件（5件減）でした。事故が減少した要因の一つに、乗務員に対する教育効果の表れが考えられますが、その他に今冬の積雪量が例年に比べて比較的少なかったことから冬期間に発生した事故が減少した事もまた挙げられます。これらの状況を背景にして、有責事故の削減値については結果的に目標の数値を上回る成果を上げることができました。
- 車両故障（国土交通大臣報告事案）発生件数については、昨年に引き続き整備作業を適正に実施することによって達成した結果、目標としていた発生件数0件を達成することができました。
- 各営業所の担当者や運行課指導員が、個々の乗務員の運転技量や接客対応を確認しながら車内人身事故を撲滅するための添乗指導や教育等を行い発生件数ゼロを達成できましたが、後退時の事故については達成することができませんでした。

（2）平成28年度の取組

平成27年度の事故削減目標数値は、前年度に発生した事故の発生件数を基準とした時に、その数値からの削減が可能と思われる現実的で無理の無い数値を設定しました。目標の達成状況については上記に記したとおりでしたが、事故の発生要因についての検証を行ったところ、車両後退時に発生した事故の件数が依然として減少していないことが判明しました。その他の事故では他車や周りの建造物等との接触事故が発生しておりますが、これらの事故は乗務員が目視やバックモニターの使用等で周囲に対する安全確認を確実に行っていただければ未然に防止できたはずであり、瞬間的な注意力・判断力の欠如や安全確認に対する怠慢な動作が、これらの事故を招いたとも言えます。この状況を踏まえ、平成28年度は有責事故の発生件数を28年度の数値より増加させないことを目標にするとともに、運行時の安全を確保するための確認作業を今まで以上に徹底して行うことを指導教育の中に織り込みながら取り組んで参ります。

車両故障（国土交通大臣報告事案）については、28年度も引き続き故障に起因する運行障害の排除に向けて取り組みを行うとともに、車両構造を熟知した上での故障原因の分析を十分に行いながら発生件数ゼロを目指して参ります。

また、車内人身事故の撲滅に向けてドライブレコーダーの記録映像を取り入れた具体的な運転士教育をより一層充実させるとともに、各営業所の担当者や運行課指導員が実施している添乗指導を今後も継続して実施し、その中で乗務員の運転技術や接客対応のチェック、車内マイクによる安全喚起のアナウンスの励行、思い込みによる「だろう」運転を無くし「ゆとり乗降」「ゆとり運転」を行わせることで利用者が安心して利用できるバスであり続けることを目指します。

目標

- 事故発生件数（責任事故）は、車両保有台数からみた事故発生件数比率を対前年比▲0.2%とし、前年度より増加させないことを目標とするとともに、車両故障についても発生件数0件推移を目標とする。
車内人身・追突・後退事故については、確実な安全確認を実施することで発生させない事を目標とする。
- 運行前後の確実な点呼を実施するとともに、車両の保守点検を適正に行い、運行の安全を最大限に確保する体制で臨む。
- 乗務員の健康管理の徹底を図る。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）

平成27年度の自動車事故報告規則第2条に該当する事故件数は0件でした。事故の内容別内訳は以下のとおりです。

事故の内容	件数	根拠規定
自動車事故	0件	
車両装置の故障	0件	
計	0件	

(参考)道路運送法第29条に基づき国土交通省に届出る事故

自動車事故報告規則(第2条)

第1号

自動車が転覆し、転落、火災(積載物の火災を含む)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの

第2号

死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる障害を受けた者をいう。)を生じたもの

第3号

省略

第4号

操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる障害が生じたもの

第5号

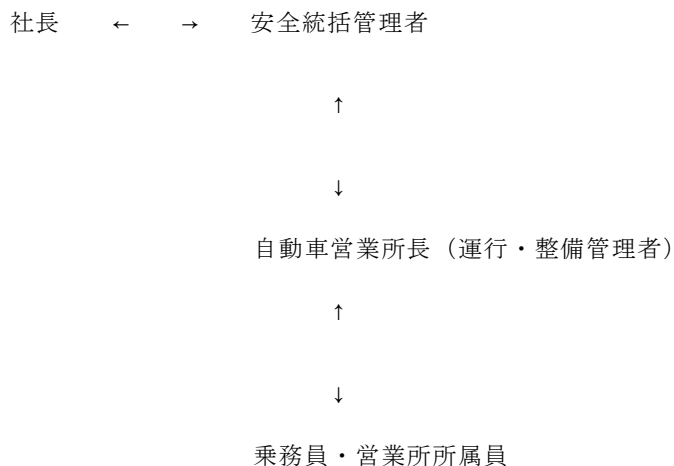
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの(運行を途中で中止したもの)

第6号

自動車の装置(道路運送車両法第41条に掲げる装置)の故障により、自動車が運行できなくなったもの

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

下記の組織図のとおりです。



5. 輸送の安全に関する重点施策

安全に関する方針に基づき、重点施策を以下のとおり定めています。

- 1) 全社員に対する関係法令、安全管理規程の周知徹底を行うとともに、定められた事を当たり前に行うことの積み重ねで揺るぎない安全を構築する。
- 2) 内部監査の的確な実施と是正・予防措置の継続的な改善
- 3) 安全に関する各種会議の実施と報告連絡体制を活用して事故の未然・再発防止に努めるとともに、事故や苦情についての「なぜなぜ分析」の内容を深め、より掘り下げた発生原因の究明に努める
- 4) 乗務員の添乗指導をこまめに実施し、個々の運転技術や接客態度についての適切な指導を継続して行う
- 5) 労働時間に関する改善基準告示の遵守等、過労運転の防止に努めるとともに、運転士の健康診断結果についての追跡調査を行う等、徹底した健康管理を行い、また個々が自身の健康について意識の向上を図るための対策を行う

6. 輸送の安全に関する計画

具体的な取組については、以下のとおりです。

(1) 平成27年度の取組

※指導教育計画（各交通安全運動、所長会議、管理者講習、安全総点検）

- 1) 27年度も地域性を考慮した各営業所独自の計画を作成させ指導記録を確認する
 - ・年度初めに各営業所独自の「社員教育計画」を立てさせ、年間を通じて計画に沿った教育を行うとともに、教育終了後には指導教育記録と一緒に指導された運転士のコメントを運行課に提出させることによって、指導内容についての情報の共有とチェックを行っております。
- 2) 各営業所ごとに安全に関する班長会議を適宜開催させる
 - ・検討や改善が必要であると判断された事例が発生した場合、あるいは運転班長が新任された場合など、各営業所において少なくとも年1回は開催されており、会議の内容はその都度議事録として提出させることによって本社と営業所間の情報共有を図る事に努めました。
- 3) 事故に関し被害・加害に関係なく対象者を指導し、「なぜなぜ分析」で事故ゼロを目標とする
 - ・事故が発生した後、発生に至るまでの原因究明を行い、さらにその時の乗務員の心理状況にまで踏み込んで検証する「なぜなぜ分析」を導入して定着させたことにより、心因的な部分について具体的に把握すること、客観的な視点から事故要因の分析等を行うことができたので、今後もこの手法を継続しつつさらに深めていきたいと思っております。
- 4) 乗務員添乗指導並びにドライブレコーダーを活用し安全強化を図る（各営業所、運行課にて）
 - ・前年度に引き続き、ドライブレコーダーの記録映像から運転中の乗務員の様子や車内外の様子などについてチェックを行いました。その際、乗務員の動作で気になる点を見つけた場合は、本人に対する指導を行う中でその部分を指摘して改善に努めさせたり、事故が発生した場合には発生に至るまでの過程を検証して原因を究明することに活用しました。しかし、現時点においてドライブレコーダーがまだ設置されていない車両が存在するために、新たな設置が次年度の課題となっております。

※安全投資計画（車両及びバス停整備、購入、運行機器整備、研修費用、安全運行対策費、ほか）

- 1) 適宜適性診断を行い、乗務員研修等に参加させ、さらに普通救命救急講習、タイヤ空気充填講習等安全に関する講習の実施を検討する。
 - ・初任診断・適性診断・適齢診断など、乗務員の受診が必須である診断については計画的に自動車事故対策機構へ赴き確実に受診を致しました。またタイヤ空気充填業務にかかわる特別教育、バス協会主催の乗務員講習会など、社外指導者による講習や訓練へも積極的に参加致しました。その他に近距離

貸切に登用が予定されている乗務員に対しては、担当指導者が添乗して実地研修を行っております。また、重大な事故を想定した訓練として、秋田県警と連携したバスジャック対応訓練が当社において実施され、その中で緊急時の対応について一連の流れを確認するとともに問題点の把握にも努めました。

(2) 平成28年度の取組

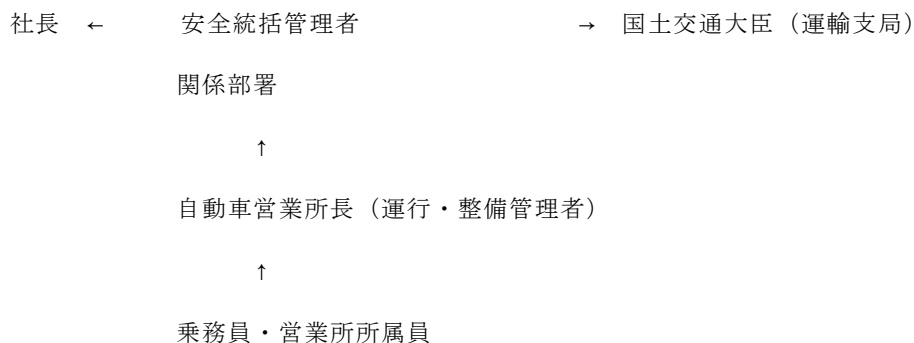
平成28年度の輸送の安全に係る具体的な取組み計画は、以下のとおりです。

- 1) 28年度も地域性を考慮した各営業所独自の計画を作成させ指導記録を確認する
- 2) 各営業所ごとに安全に関する班長会議を適宜開催させることを継続して行う
- 3) 事故に関し被害・加害に関係なく対象者に指導を行い「なぜなぜ分析」をより精度の高いものにする
- 4) ドライブレコーダー備付車両を増加した上でそれを活用した安全強化を図る（各営業所、運行課にて）
- 5) 適性診断・適齢診断の受診、また乗務員研修、救急救命講習、タイヤ空気充填講習等、安全に特化する講習は出来るだけ多くの乗務員に受講させる。また運行管理者についても適宜講習を受講させ、教育指導を行う
- 6) 乗務員が体調不良等を申し出やすいような雰囲気職場環境作りに努め、健康増進に役立つ情報は積極的に発信する

7. 事故、災害時に関する報告連絡体制

下記の組織図のとおりです。

- 1) 事故・災害時（以下事故等という）が発生した際は、自動車営業所長又は運行・整備管理者へ報告する。
- 2) 自動車営業所長又は運行・整備管理者は詳細を安全統括管理者及び関係部署へ遅滞なく報告する。
- 3) 安全統括管理者及び関係部署員は社長へ報告すると共に、自動車事故報告規則に定める事故等が発生した場合は、国土交通大臣（運輸支局）へ必要な報告又は届出を行う。
- 4) 事故等処理の詳細に関しては、別に定める自動車事故処理基準による。
- 5) 下記の組織図とする。



8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

平成27年度の具体的な取組については、以下のとおりです。

○安全統括管理者による教育

安全統括管理者は、経営トップである社長とともに夏期の営業所巡回指導、年末年始の輸送の安全総点検

を実施した中で、所長・運行管理者・整備管理者を含めた全ての所属員に対して安全に対する取組みの重要性についての指導教育を行いました。

○運転士選任前研修

・新人運転士6名に実施しました。(各約2ヶ月～3ヶ月の期間)

○運転士選任後研修

・随時添乗指導を行いました。(各営業所担当官・運行課運転指導員)

○緊急時の対処要領研修

・バスジャック対応訓練(秋田県バス協会・秋田県警・秋田県内バス会社合同で10月8日に実施)の中で重大事件発生時の対応や緊急連絡網の伝達等についての確認を行いました。
・各営業所ごとに車両火災等を想定した訓練を実施し、その中で実際に消火器や発煙筒を用いた実技訓練を行いました。また車両非常ドアの操作要領を確認した上で、緊急時の乗客の避難誘導方法等についても実技訓練を致しました。

○運行管理者等に対する研修

・NASVAが主催する運行管理者一般講習の受講の他に、各営業所内における運行管理者に対する教育指導、また各種会議体、営業所巡回指導の中での安全統括管理者による指導を実施しました。

○適性診断の受診

・初任診断6人、一般診断40人、適齢診断7人が受診しました。

○安全運転研修

・安全運転中央研修所において実施された「旅客自動車運転者バス4日間課程」を運行管理者1名が受講し、そこで学んできたことは乗務員教育に反映させております。

9. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

・安全管理規程第15条に基づいた平成27年度における営業所内部監査を、内部監査リーダー・内部監査員立ち会いのもと平成28年1月13日～1月19日の期間内に全営業所において実施いたしました。この内部監査で、監査員は保存されている書類の精査と所属長や運行管理者等各人に対するヒアリングを行い、その内容と結果に是正改善等の必要があると判断した場合は、これについての指摘と改善要請を行いました。監査結果は速やかに安全統括管理者へ報告され、続いて経営トップである社長へと報告された後に承認を得ております。

また、社長に対する内部監査は、平成28年2月12日に安全統括管理者立ち会いのもと監査リーダーと監査員によるインタビュー形式で実施され、安全管理に対する経営トップとしての意識の有り方やその向上に向けた取組み、考え方等について確認を致しました。

このたびの監査で改善が求められた事項については直ちに是正を図るとともに、これからも我社の運輸安全マネジメントがスパイラルアップして行くよう日々努力を重ねて参ります。

10. 輸送の安全に関する予算等の実績額

平成27年度の輸送の安全に関する実績額は以下のとおりです。

車両の整備(バス購入費を含む)	213,572,912円
運行管理機器の整備及び保守	1,916,603円

指導教育及び研修に係る費用	112,550円
安全運行対策費用	270,545円
停留所設備の整備	1,434,866円
計	217,307,476円

11. 安全統括管理者、安全管理規程

羽後交通株式会社社長は、道路運送法第22条の2第5項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6の規程により、以下のとおり安全統括管理者を選任しています。

選任

氏名	役職	期間
小原 康造	専務取締役	平成20年6月1日～現在に至る

安全管理規程は、別紙参照

12. 処分内容、講じた措置等

該当する処分はありません。

羽後交通株式会社 安全管理規程

平成18年12月達甲第87号

- 輸送の安全に関する基本的な方針
- 輸送の安全に関する重点施策
- 輸送の安全に関する目標
- 輸送の安全に関する計画
- 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統（届出）
- 事故、災害時に関する報告連絡体制（届出）
- 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- 輸送の安全に関する内部監査基準（届出）
- 輸送の安全に関する記録及び保存の方法（届出）

羽後交通株式会社 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條及び第二十二條の二の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 安全統括管理者は、運行・整備管理者及び自動車営業所長に対して、輸送の安全の確保に関し、指導監督を行う。
- 3 自動車営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所属員に対し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を

解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

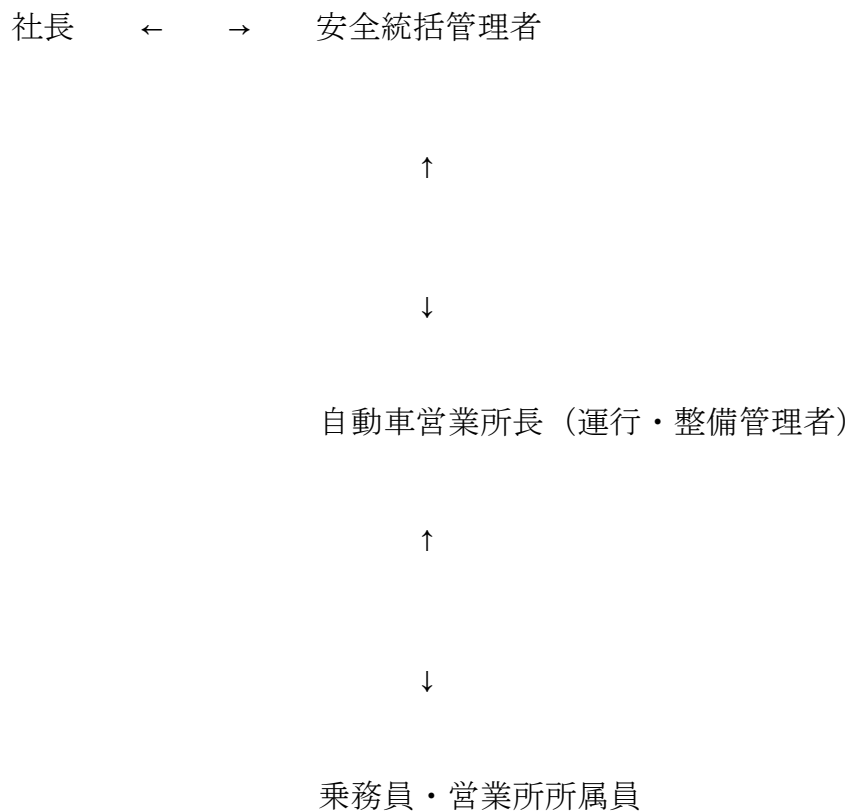
第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

平成18年10月 1日より施行する。

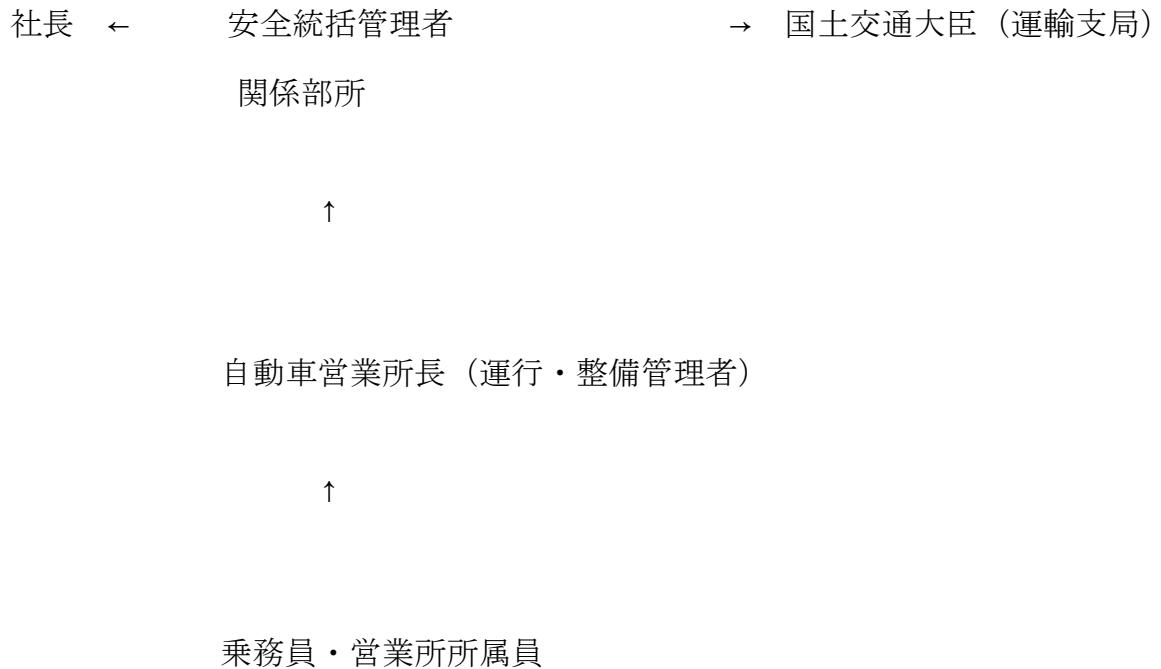
輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

1. 安全統括管理者は、自動車営業所長及び運行・整備管理者に対し指導監督等を行う。
2. 自動車営業所長及び運行・整備管理者は、安全統括管理者の命を受け乗務員及び所属員に指導監督等を行う。
3. 緊急を要する場合は社長及び安全統括管理者より乗務員へ直接指導等を行う。
4. 社長・安全統括管理者は、乗務員等より必要な改善に関する意見を述べる機会を与えることとする。
5. 下記の組織図とする。



事故、災害時に関する報告連絡体制

1. 事故・災害時（以下事故等という）が発生した際は、自動車営業所長又は運行・整備管理者へ報告する。
2. 自動車営業所長又は運行・整備管理者は詳細を安全統括管理者及び関係部所へ遅滞なく報告する。
3. 安全統括管理者及び関係部所員は社長へ報告すると共に、自動車事故報告規則に定める事故等が発生した場合は、国土交通大臣（運輸支局）へ必要な報告又は届出を行う。
4. 事故等処理の詳細に関しては、別に定める自動車事故処理基準による。
5. 下記の組織図とする。



輸送の安全に関する内部監査基準

1. 実施回数

年1回

但し、重大事故等発生時又は、経営トップ、安全統括管理者が必要と認められる場合その都度行う。

2. 対象項目

社則、就業規則、36協定、運行管理規程、整備管理規程、点呼簿、日常点検表、整備記録簿、乗務報告書、運行記録紙、運行指示書、運転基準図、乗務員台帳、乗務員勤務規律、点呼執行者等各管理者表札、点呼執行場所の表示、アルコール検知器の備付け及び機能、緊急連絡網の表示、気象情報入手方法及び対処要領、指導・教育実施記録その他関連全般、及び組織の安全管理体制の適合性、有効性を評価・検証するため、経営トップまたは安全統括管理者が必要と判断した事項。

3. 改善命令

社長は安全統括管理者を経由し、指摘事項に関する改善をするよう命令する。

統括管理者（所長）は命令に従い、直ちに改善し安全統括責任者を経由して社長宛文書によって報告する。

安全統括責任者は、指摘事項が改善されているか必ず確認する。

4. 監査員選出及び監査方法

安全統括管理者は内部監査チームを構成するメンバー及びリーダーを指名する。

内部監査チームは別途手順書により、それに基づいて内部監査を行う。

5. 監査結果の公表

監査結果及び是正措置又は予防措置を公表する。

輸送の安全に関する記録及び保存の方法

1. 輸送の安全に関する運営上の変更があった場合は、その記録を関係部所に保管する。
2. 事故災害等の報告書は、関係部所及びその写しを発生自動車営業所に保管する。
3. 輸送の安全に関する内部監査の結果は、関係部所及び監査対象自動車営業所に保管する。
4. 安全統括管理者が指示した内容等については、関係部所で記録保管する。
5. 安全統括管理者より指示等を受けた自動車営業所長及び運行・整備管理者は、その内容と対応又は処理について自動車営業所内に記録保管する。
6. 保管期間は5年とする。

輸送の安全に関する計画（指導教育計画）

輸送の安全に関する重点施策、第4条1項各号に従い平成28年度の計画を下記の通りとする。

1. 年間スケジュールは「別紙」として巻末に添付する。
2. 事故処理委員会開催時は、同時に輸送安全マネジメント委員会を開催し、事故及び飲酒運転の防止等輸送の安全について総体的に検討する。
3. 運転士を採用した場合は、事業本部備部運行課にて新人教育を行う。
4. 各営業所では、事故警報及び各種通達があった場合の他、適時運転士に対し安全指導教育を行う。
5. 重大事故惹起者（第1当事者）への教育は、事業本部運行課及び運転士所属営業所の運行管理者が行う。その他の事故惹起者への教育は閑散期に計画し、事業本部運行課にて行う。
6. 各営業所の運行管理者は、適性診断結果を基に個人面談指導を行う。
7. その他、事業本部運行課による巡回指導及び添乗指導を随時行う。

輸送の安全に関する教育及び研修の計画

1. 安全統括管理者は、自動車営業所長及び運行・整備管理者に対し関係法令及び安全管理規程について、年1回以上の教育を行う。
2. 安全統括管理者及び事業本部員は、乗務員に対し年1回以上、運行の安全について教育を行う。
3. 自動車営業所長は、安全管理規程について所属事務所員に対し適宜指導教育を行う。
4. 自動車営業所長は、所属する乗務員に対し月1回以上、運行の安全について教育する。
5. 責任事故惹起者に対して、事業本部員及び自動車営業所長はその都度指導教育を行う。
6. 各団体の主催する安全運行についての講習会等には、出来る限りの乗務員等を参加させる。
7. 特殊法人自動車安全運転センターの安全運転中央研修所で行う、バス課程研修に参加させ、専門研修施設に於ける安全運転などの体験訓練を行う。
8. 新入社員採用時は、運転・接客研修のほか方針等の安全マネジメントの基礎研修を行う。
9. 運転士に対し、少なくとも3年に1回は自動車事故対策機構の行う適性診断を受診させ、自動車営業所長は受診票に基づきカウンセリングを行う。
10. 安全統括管理者は、監査担当部員に対し、内部監査技法、是正指導法等の研修を行う。

「輸送の安全に関する計画（指導教育計画）」

輸送の安全に関する重点施策、第4条1項各号に従い平成28年度の計画を下記の通りとする。

1. 年間スケジュール

	教育実施対象者		教育担当者	実施場所	備考
	運転士	運行管理者等			
4月	春の全国交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	
	高速・貸切研修		事業本部運行課	本社及び現地	
5月		整備管理者選任前研修	運輸支局専門官	指定会場	
					無事故運転士表彰
6月		運行管理者基礎講習	事故対機構	指定会場	
7月		所長会議	事業本部運行課	本社	
	車内事故防止		各営運行管理者	各営業所内	
		経営トップの巡回指導	社長・安全統括管理者	〃	
8月		整備管理者選任前研修	運輸支局専門官	指定会場	
	夏の交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	飲酒運転追放県民運動
9月		運行管理者一般講習	事故対機構	指定会場	
	秋の全国交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	
10月		所長会議	事業本部運行課	本社	
11月		運行管理者基礎講習	事故対機構	指定会場	
	緊急時の対処要領		事業本部運行課	対象営業所	
	運転士適性診断		〃	各営業所内	無事故運転士表彰
12月		所長会議	事業本部運行課	本社	
	年末の交通安全運動		各営運行管理者	各営業所内	飲酒運転追放県民運動
		輸送安全総点検	〃	〃	
	経営トップの巡回指導	社長・安全統括管理者	〃		
1月		内部監査	内部監査チーム	各営業所内	
	緊急時の対処要領		事業本部運行課	対象営業所	

2 月					
		整備管理者選任前研修	運輸支局専門官	指定会場	
3 月	高速・貸切研修		事業本部運行課	本社及び現地	
		所長会議	”	本社	

2. 事故処理委員会開催時は、同時に輸送安全マネジメント委員会を開催し、事故及び飲酒運転の防止等輸送の安全について総体的に検討する。
3. 運転士を採用した場合は、事業本部運行課にて新人教育を行う。
4. 各営業所では、事故警報及び各種通達があった場合の他、適時運転士に対し安全指導教育を行う。
5. 重大事故惹起者（第1当事者）への教育は、事業本部運行課及び運転士所属営業所の運行管理者が行う。その他の事故惹起者への教育は閑散期に計画し事業本部運行課にて行う。
6. 各営業所の運行管理者は、適性診断結果を基に個人面談指導を行う。
7. その他、事業本部運行課による巡回指導及び添乗指導を随時行う。